

障企発 0904 第 1 号
令和 2 年 9 月 4 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の取扱いについて

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）」（令和 2 年 5 月 19 日付け障企発 0519 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）において、「今後、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の取扱いについて、状況の変化に伴いさらに通知すべき事項が生じた場合には、改めてお示しします。」としていたところ、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえると、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画（以下、「第 6 期障害福祉計画等」という。）の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、下記のとおり、各都道府県及び市町村の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととしたので、第 6 期障害福祉計画等の作成に当たり配慮いただくとともに、管内市町村に対して貴職より周知願いたい。

記

1. 第 6 期障害福祉計画等の作成について

第 6 期障害福祉計画等の作成の時期については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）の第三の四の 1 において、「令和三年度から令和五年度までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定める」ものとしているため、原則として令和 2 年度内に作成すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度内に第 6 期障害福祉計画等の作成ができない場合、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間で、各自治体が定める日までに作成することとして差し支えないこと。なお、弾力的な取扱いを行う市町村は都道府県に、都道府県は厚生労働省に事前に報告すること。

2. 弾力的な取扱いを行う場合の留意事項

(1) 総量規制の対象となっている障害福祉サービス及び障害児通所支援等の取扱いについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 5 項及び第 38 条第 2 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 5 項及び第 24 条の 9 第 2 項において総量規制の対象となっている障害福祉サービス及び障害児通所支援等については、第 6 期障害福祉計画等が作成されないことにより、総量規制の判断の根拠となる必要な量又は必要入所定員総数が存在しないという事態が生じうる。

そのため、弾力的な取扱いを行う都道府県においては、第 6 期障害福祉計画等を作成するまでの間は、総量規制の対象となっている障害福祉サービス及び障害児通所支援等の令和 3 年度の必要な量の見込み又は必要入所定員総数（以下、「量の見込み等」という。）について、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画で定めた量の見込み等の平均伸び率を令和 2 年度の量の見込み等に乗じて設定する等、簡易な方法により暫定的に設定すること。

また、総量規制の適用に当たっては地域の実情に応じて適切に取扱うこと。

(2) 弾力的な取扱いを行った場合の第 6 期障害福祉計画等の取扱いについて

1 において記載したとおり、第 6 期障害福祉計画等の期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間と定められていることから、弾力的な取扱いを行う各都道府県又は各市町村においても、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に第 6 期障害福祉計画等を作成するに当たっては、その期間を令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画として作成すること。